

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者2人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 856単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	× 95 / 100	× 90 / 100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者2人以上にサービスを行う場合 × 90 / 100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 95 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算								
	(1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +3単位)							
	(2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +4単位)							
ニ サービス提供体制強化加算								
	(1) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +44単位)							
	(2) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +36単位)							
	(3) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +12単位)							
ホ 介護職員等処遇改善加算								
	(1) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×100/1000)							
	(2) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×94/1000)							
	(3) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×79/1000)							
	(4) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×63/1000)							
	(一) 介護職員等処遇改善加算 () (1) (1月につき +所定単位×89/1000)							
	(二) 介護職員等処遇改善加算 () (2) (1月につき +所定単位×84/1000)							
	(三) 介護職員等処遇改善加算 () (3) (1月につき +所定単位×83/1000)							
	(四) 介護職員等処遇改善加算 () (4) (1月につき +所定単位×78/1000)							
	(五) 介護職員等処遇改善加算 () (5) (1月につき +所定単位×73/1000)							
	(六) 介護職員等処遇改善加算 () (6) (1月につき +所定単位×67/1000)							
	(七) 介護職員等処遇改善加算 () (7) (1月につき +所定単位×65/1000)							
	(八) 介護職員等処遇改善加算 () (8) (1月につき +所定単位×68/1000)							
	(九) 介護職員等処遇改善加算 () (9) (1月につき +所定単位×59/1000)							
	(十) 介護職員等処遇改善加算 () (10) (1月につき +所定単位×54/1000)							
	(十一) 介護職員等処遇改善加算 () (11) (1月につき +所定単位×53/1000)							
	(十二) 介護職員等処遇改善加算 () (12) (1月につき +所定単位×48/1000)							
	(十三) 介護職員等処遇改善加算 () (13) (1月につき +所定単位×44/1000)							
	(十四) 介護職員等処遇改善加算 () (14) (1月につき +所定単位×33/1000)							

注 所定単位は、イからニまでに算定した単位数の合計

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
 介護職員等処遇改善加算 () については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】
 1. 単位数算定記号の説明
 + 単位 所定単位数 + 単位
 - 単位 所定単位数 - 単位
 × / 100 所定単位数 × / 100
 + / 100 所定単位数 + 所定単位数 × / 100
 - / 100 所定単位数 - 所定単位数 × / 100

2 介護予防訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																																																																																																																																
<table border="1"> <tr> <td>介護予防訪問看護サービスの場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 30分未満</td> <td>(11.2)単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 30分以上1時間未満</td> <td>(11.3)単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満</td> <td>(11.4)単位</td> </tr> <tr> <td>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は11.1）</td> <td>(11.5)単位</td> </tr> </table> </td> <td>×9/100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訪問又は訪問療育の場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）</td> <td>(12.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 30分未満</td> <td>(12.2)単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 30分以上1時間未満</td> <td>(12.3)単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満</td> <td>(12.4)単位</td> </tr> </table> </td> <td>×9/100</td> <td></td> </tr> </table>	介護予防訪問看護サービスの場合	<table border="1"> <tr> <td>(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 30分未満</td> <td>(11.2)単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 30分以上1時間未満</td> <td>(11.3)単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満</td> <td>(11.4)単位</td> </tr> <tr> <td>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は11.1）</td> <td>(11.5)単位</td> </tr> </table>	(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）	(11.1)単位	(2) 30分未満	(11.2)単位	(3) 30分以上1時間未満	(11.3)単位	(4) 1時間以上1時間30分未満	(11.4)単位	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は11.1）	(11.5)単位	×9/100															訪問又は訪問療育の場合	<table border="1"> <tr> <td>(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）</td> <td>(12.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 30分未満</td> <td>(12.2)単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 30分以上1時間未満</td> <td>(12.3)単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満</td> <td>(12.4)単位</td> </tr> </table>	(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）	(12.1)単位	(2) 30分未満	(12.2)単位	(3) 30分以上1時間未満	(12.3)単位	(4) 1時間以上1時間30分未満	(12.4)単位	×9/100															<table border="1"> <tr> <td>1時間30分以上の介護予防訪問看護を行った場合</td> <td>+300単位</td> </tr> <tr> <td>事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合</td> <td>×9/100</td> </tr> <tr> <td>事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合</td> <td>×9/100</td> </tr> </table>	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行った場合	+300単位	事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合	×9/100	事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合	×9/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
介護予防訪問看護サービスの場合	<table border="1"> <tr> <td>(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 30分未満</td> <td>(11.2)単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 30分以上1時間未満</td> <td>(11.3)単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満</td> <td>(11.4)単位</td> </tr> <tr> <td>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は11.1）</td> <td>(11.5)単位</td> </tr> </table>	(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）	(11.1)単位	(2) 30分未満	(11.2)単位	(3) 30分以上1時間未満	(11.3)単位	(4) 1時間以上1時間30分未満	(11.4)単位	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は11.1）	(11.5)単位	×9/100																																																																																																																																			
(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）	(11.1)単位																																																																																																																																														
(2) 30分未満	(11.2)単位																																																																																																																																														
(3) 30分以上1時間未満	(11.3)単位																																																																																																																																														
(4) 1時間以上1時間30分未満	(11.4)単位																																																																																																																																														
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は11.1）	(11.5)単位																																																																																																																																														
訪問又は訪問療育の場合	<table border="1"> <tr> <td>(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）</td> <td>(12.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 30分未満</td> <td>(12.2)単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 30分以上1時間未満</td> <td>(12.3)単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満</td> <td>(12.4)単位</td> </tr> </table>	(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）	(12.1)単位	(2) 30分未満	(12.2)単位	(3) 30分以上1時間未満	(12.3)単位	(4) 1時間以上1時間30分未満	(12.4)単位	×9/100																																																																																																																																					
(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）	(12.1)単位																																																																																																																																														
(2) 30分未満	(12.2)単位																																																																																																																																														
(3) 30分以上1時間未満	(12.3)単位																																																																																																																																														
(4) 1時間以上1時間30分未満	(12.4)単位																																																																																																																																														
1時間30分以上の介護予防訪問看護を行った場合	+300単位																																																																																																																																														
事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合	×9/100																																																																																																																																														
事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合	×9/100																																																																																																																																														
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																																																														
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																																																														
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																																																														
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																																																														
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																																																														
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																																																														
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																																																														
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																																																														
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																																																														
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																																																														
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																																																														
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																																																														
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																																																														
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																																																														
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																																																														
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																																																														
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																																																														
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																																																														
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																																																														
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																																																														
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																																																														
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																																																														
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																																																														
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																																																														
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																																																														
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																																																														
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																																																														
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																																																														
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																																																														
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																																																														
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																																																														
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																																																														
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																																																														
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																																																														
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																																																														
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																																																														
Ⅷ 初回加算	(1) 初回加算 (2) 初回加算	(1) 初回加算 +110単位																																																																																																																																													
Ⅸ 遠隔時共同療育加算	(1) 遠隔時共同療育加算	(1) 遠隔時共同療育加算 +110単位																																																																																																																																													
Ⅹ 看護体制強化加算	(1) 看護体制強化加算	(1) 看護体制強化加算 +110単位																																																																																																																																													
Ⅺ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (2) サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 +5単位 (2) サービス提供体制強化加算 +3単位																																																																																																																																													

※特別地域介護予防看護加算、中山間地域等における介護事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時介護予防訪問看護加算、特別看護加算、及びサービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の算定の際、当該看護前の単位数を算入
※1月以内の1回以上の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																																																																																															
<table border="1"> <tr> <td>介護予防訪問リハビリテーションの場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合</td> <td>×9/100</td> </tr> <tr> <td>事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合</td> <td>×9/100</td> </tr> </table> </td> <td>×9/100</td> <td></td> </tr> </table>	介護予防訪問リハビリテーションの場合	<table border="1"> <tr> <td>事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合</td> <td>×9/100</td> </tr> <tr> <td>事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合</td> <td>×9/100</td> </tr> </table>	事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合	×9/100	事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合	×9/100	×9/100															<table border="1"> <tr> <td>事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合</td> <td>×9/100</td> </tr> <tr> <td>事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合</td> <td>×9/100</td> </tr> </table>	事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合	×9/100	事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合	×9/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	<table border="1"> <tr> <td>特別地域介護予防看護加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等における介護事業所加算</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	特別地域介護予防看護加算	+15/100	中山間地域等における介護事業所加算	+10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
介護予防訪問リハビリテーションの場合	<table border="1"> <tr> <td>事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合</td> <td>×9/100</td> </tr> <tr> <td>事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合</td> <td>×9/100</td> </tr> </table>	事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合	×9/100	事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合	×9/100	×9/100																																																																																																								
事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合	×9/100																																																																																																													
事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合	×9/100																																																																																																													
事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合	×9/100																																																																																																													
事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合	×9/100																																																																																																													
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																													
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																													
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																													
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																													
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																													
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																													
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																													
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																													
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																													
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																													
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																													
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																													
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																													
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																													
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																													
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																													
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																													
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																													
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																													
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																													
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																													
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																													
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																													
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																													
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																													
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																													
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																													
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																													
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																													
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																													
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																													
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																													
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																													
特別地域介護予防看護加算	+15/100																																																																																																													
中山間地域等における介護事業所加算	+10/100																																																																																																													
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100																																																																																																													
Ⅺ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (2) サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 +5単位 (2) サービス提供体制強化加算 +3単位																																																																																																												

※特別地域介護予防看護加算、中山間地域等における介護事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時介護予防訪問看護加算、特別看護加算、及びサービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の算定の際、当該看護前の単位数を算入
※1月以内の1回以上の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別療養管理指導費 認定療養管理指導費 加算	注 特別療養管理指導費 認定療養管理指導費 加算	注 特別療養管理指導費 認定療養管理指導費 加算			
イ 居間が行う場合 （月1回有償）	(1) 介護予防居宅療養管理指導費（1） （2）以外の (2) 介護予防居宅療養管理指導費（1） に付随する居宅療養管理指導費を認定する 管理料を算定する 場合）	(一) 第一建物居住者1人に対して行う 場合 （1.1）単位 （1.2）単位	*15/100	*10/100	*5/100			
		(二) 第一建物居住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位						
(三) (一)及び(二)以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(一) 第一建物居住者4人に対して行う 場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(二) 第一建物居住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(三) (一)及び(二)以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(1) 第一建物居住者1人に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(2) 第一建物居住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(3) (1)及び(2)以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
ロ 個別居間が行う場合 （月1回有償）	(1) 特別な要請のある 居間が行う場合 （月1回有償）	(一) 第一建物居住者1人に対して行う 場合 （1.1）単位 （1.2）単位				*15/100	*10/100	*5/100
		(二) 第一建物居住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位						
(三) (一)及び(二)以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(一) 第一建物居住者1人に対して行う 場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(二) 第一建物居住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(三) (一)及び(二)以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(1) 特別な要請のある居間 が行う場合 （月1回有償）	(一) 第一建物居住者1人に対して行う 場合 （1.1）単位 （1.2）単位							
(二) 第一建物居住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(三) (一)及び(二)以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
ハ 居間が行う場合	(1) 特別な要請のある 居間が行う場合 （月1回有償）	(一) 第一建物居住者1人に対して行う 場合 （1.1）単位 （1.2）単位	*15/100	*10/100	*5/100			
		(二) 第一建物居住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位						
(三) (一)及び(二)以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(一) 第一建物居住者1人に対して行う 場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(二) 第一建物居住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(三) (一)及び(二)以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(1) 特別な要請のある居間 が行う場合 （月1回有償）	(一) 第一建物居住者1人に対して行う 場合 （1.1）単位 （1.2）単位							
(二) 第一建物居住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(三) (一)及び(二)以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
ニ 居間等による 行う場合 （月1回有償）	(1) 当該認定居宅療養管理 指導費の認定 に要する行為 (2) 当該認定居宅療養管理 指導費の認定に 要する行為	(一) 第一建物居住者1人に対して行う 場合 （1.1）単位 （1.2）単位				*15/100	*10/100	*5/100
		(二) 第一建物居住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位						
(三) (一)及び(二)以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(一) 第一建物居住者1人に対して行う 場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(二) 第一建物居住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(三) (一)及び(二)以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(1) 第一建物居住者1人に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(2) 第一建物居住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(3) (1)及び(2)以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
ホ 個別居間による 行う場合 （月1回有償）	(1) 第一建物居住者1人に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位	(一) 第一建物居住者1人に対して行う 場合 （1.1）単位 （1.2）単位	*15/100	*10/100	*5/100			
		(二) 第一建物居住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位						
(三) (一)及び(二)以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(一) 第一建物居住者1人に対して行う 場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(二) 第一建物居住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(三) (一)及び(二)以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(1) 第一建物居住者1人に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(2) 第一建物居住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
(3) (1)及び(2)以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位								

注
特別な要請のある居間が行われる居宅の
利用費又は居間費を個人利用者に対し
て、当該居間が費用に要する必要な家賃
の管理指導費を行う場合

注
認定居間等による
特別な要請のある居間
が行われる居宅の
利用費又は居間費を個人利用者に対し
て、当該居間が費用に要する必要な家賃
の管理指導費を行う場合

ハ(1)～(3)について、本人未婚の場合、中心職居家療養費(1)に50%増額して算定する。なお、特別かつ再認事案である、
ニ(1)～(3)について、特別な要請のある居間、中心職居家療養費(1)に50%増額して算定する。なお、特別かつ再認事案である、
ホ(1)～(3)について、特別な要請のある居間、中心職居家療養費(1)に50%増額して算定する。なお、特別かつ再認事案である、